

佐賀県告示第百三十四号

佐賀県同和对策推進協議会設置規程（昭和四十八年佐賀県告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第三条第三項中「統括本部長」の下に「、文化・スポーツ部長」を加える。

第六条第二項中「こども未来課長」の下に「、まなび課長」を加え、「、体育保健課長、社会教育・文化財課長」を削る。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。